

別添  
総情郵第157号  
平成27年11月9日

日本郵便株式会社  
代表取締役社長兼執行役員社長 高橋 亨 殿

総務大臣  
山本早苗

マイナンバー通知カードの誤配達・不正配達等への対応について(厳重注意)

本年10月26日以降、貴社の報告によれば、マイナンバー通知カードの誤配達、一時紛失等の度重なる事故の事案が発生している。

総務省としては、このような事態を受け、既に本年11月2日に、貴社に対して、マイナンバー通知カードの誤配達等の再発防止策を講ずるよう命ずるとともに、全国の郵便局に対する指導徹底について、要請を行ったところである。

しかしながら、その後も誤配達等が9件続いた上、本年11月5日の貴社の報告によれば、貴社の配達担当者が、マイナンバー通知カードが封入された簡易書留郵便物について、受取人に直接交付することなく、自らが配達証に署名し、郵便受箱に投函する事案が発生した。

今般の事案については、本来は「配達証に受取人」の「受領の証印又は署名を受けること」とされている総務大臣が認可した「郵便約款」の規定に故意に抵触したものと考えられ、書留郵便物を含む郵便業務に対する貴社への信頼を損なうことになりかねない、極めて深刻な事案であることから、今後、このようなことがないように、厳重に注意する。

貴社におかれては、大切な郵便物を取り扱っている責務を認識し、マイナンバー通知カードが確実に国民の皆様が届くよう、郵便局において配達等に携わる職員への指導の再徹底、職員指導・配達体制の強化を強く求める。